加える。

次に

兵庫県のうち 小野市	上動こ同 車と時 のがに 数で給 がき油す 六るす 以自る

一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　十 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電	一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　二 　十 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電

を

次に

兵庫県のうち 三木市	上動こ同 車と時 のがに 数で給 がき油す 四るす 以自る

一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　十 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電	一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　二 　十 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電

の

次に

大阪府のうち 東大阪市	上動こ同 車と時 のがに 数で給 がき油す 四るす 以自る

一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　十 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電	一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　六 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電

を、

次に

大阪府のうち 東大東市	上動こ同 車と時 のがに 数で給 がき油す 六るす 以自る

一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　八 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電	一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　二 　十 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電

の

大阪府のうち 東大阪市	上動こ同 車と時 のがに 数で給 がき油す 四るす 以自る

一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　十 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電	一　量第 二　が三揮 三　同条発 四　軽十油 五　灯キ油 機　油ロ等 有　のリに し　タ定関 て　ンす い　ク　る る　の　規 こ　容　則 と　量　 　が 　六 　キ 　ロ 　リ 　ッ 　ト 　ル 　以 　上 　の 　自 　家 　発 　電

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９号

長野県佐久市塚原1885番地６　駒形ハイツ７号室

債務者　根津　健一（旧姓小林）

1　決定年月日時　平成28年３月４日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分

長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第４９４号

大阪府豊中市庄内栄町３丁目13番31号

債務者　中村　一志

1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９５号

大阪府豊中市庄内栄町３丁目13番31号

債務者　中村　妙子

1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９号

大阪府八尾市田井中２丁目91番地　エトワール201号、前住所大阪府藤井寺市川北３丁目３番36号

債務者　神下　浩一

1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３７号

大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番27号　小阪ロイヤルハイツ　401

債務者　田尾　洋義

1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５９号

大阪市生野区田島４丁目11番18号

債務者　後藤　春美

1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで

5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分

大阪地方裁判所第６民事部